

【2018 年 5 月 24 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 148 号 ■

目次

【今号の内容】

- 「働き方改革推進支援センター」のご案内
～社会保険労務士などの専門家が労務管理上のお悩み相談に無料に対応します～
- 平成 30 年度・労働保険の年度更新期間は、6 月 1 日から 7 月 10 日までです
～期間内に各保険料の申告・納付手続きを行いましょう～
- 「無期転換ルール」への対応を無期転換コンサルタントが無料でサポートします
～応募締切：7 月 31 日～
- 職場での熱中症予防に関する講習会、熱中症予防対策シンポジウムを開催します
- テレワーク国民運動プロジェクト「テレワーク・デイズ」に参加する企業・団体を募集しています～応募締切：7 月 20 日～
- 事業主・人事労務担当の皆さま、従業員の育休復帰支援や介護離職防止に関するセミナーをご活用ください
- 中小企業の皆さま、優秀な人材の確保と職場定着のために、女性の活躍推進に取り組みませんか？ ～全国の女性活躍推進アドバイザーが無料で支援します～

「働き方改革推進支援センター」のご案内

～社会保険労務士などの専門家が労務管理上のお悩み相談に無料に対応します～

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまの支援を行うため、今年 4 月から、順次、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置しています。

このセンターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、労務管理などの専門家が無料でご相談に応じます。

また、ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

以下のようなことでお悩みの事業主の皆さまは、近くのセンターまでお気軽にご相談ください。

<お悩み例>

- ・ 36 協定について詳しく知りたい
- ・ 非正規社員の待遇をよくしたい
- ・ 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- ・ 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- ・ 助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない など

【センターの一覧など詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ（働き方改革推進支援センターのご案内）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

平成 30 年度・労働保険の年度更新期間は、6 月 1 日から 7 月 10 日までです
～期間内に各保険料の申告・納付手続きを行いましょう～

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続（年度更新）が必要です。

平成 30 年度の年度更新期間は、6 月 1 日（金）から 7 月 10 日（火）までです。
年度更新の申告書は、事業主宛てに 5 月末頃発送しますので、期間中にお近くの都道府県労働局、労働基準監督署、金融機関の窓口で申告・納付手続きをお願いします。
（労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続は、労働保険事務組合が行います。）

なお、平成 30 年度から労災保険率、労務費率、第 2 種特別加入保険料率が改定となったため、年度更新期間における保険料の算定は以下のとおりとなります（雇用保険率についての改正はありません）。

- ・ 平成 29 年度の確定保険料 → 平成 29 年度の料率を使用
- ・ 平成 30 年度の概算保険料 → 平成 30 年度の料率を使用

※各料率については、下記リンク先をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/index.html>

また、窓口に出向くことなく納付できる「口座振替（※ 1）」や、パソコンを使った「電子申請（※ 2）」を行うこともできます。

（※ 1）事前に手続が必要です。また、金融機関によっては取り扱いをしていな

い場合があります。

(※2) 電子証明書の取得、パソコンの利用環境の設定などが必要です。

【労働保険に関する詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ（労働保険の適用・徴収）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/hoken/index.html

厚生労働省では、平成30年度の年度更新業務のうち、年度更新申告書の審査業務などについて、以下の民間事業者に委託して実施します。6月11日（月）から9月28日（金）までの間、手続きをしていただいた年度更新の申告書について、それぞれの地域を担当する民間事業者から問い合わせが入る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆委託事業者

SATO 社会保険労務士法人 北海道

伊藤喜ベストメイツ（株）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県
山形県、福島県、茨城県、栃木県
群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県
新潟県、山梨県

（株）日比谷情報サービス

東京都

（株）北陸システム開発

富山県、石川県、福井県、長野県
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

（株）アセンサ

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県

奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県
香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県
長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
鹿児島県、沖縄県

（株）ブレイズプランニング

鳥取県、島根県、広島県、山口県
高知県

「無期転換ルール」への対応を無期転換コンサルタントが無料でサポートします
～応募締切：7月31日～

中小企業の皆さま、「無期転換ルール」への対応にお困りではありませんか。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、有期契約労働者からの申込みによって、無期労働契約に転換するというルールです。このルールを規定した改正労働契約法が平成25年に施行してから、今年の4月で5年が経ち、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生しています。

「無期転換ルール」への対応を円滑に行うためには、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って就業規則の整備などによる社内制度化を図っていく必要があります。

そこで、厚生労働省では、「無期転換ルール」への対応を検討している中小企業や、まだ対応していない中小企業に対して、社内制度化を検討するために必要な助言や支援を行う無期転換コンサルタント（社会保険労務士など）を無料で派遣し、企業をサポートします。

この機会に、ぜひ「無期転換ルール」に関する社内制度を整備してみませんか。ご応募をお待ちしています。

【無期転換コンサルタントによる主な支援内容】

- ・雇用管理の現状を点検
- ・社内制度化に向けた課題把握のサポート
- ・制度導入に向けた助言・援助
- ・就業規則の整備などを助言

【応募締切】

7月31日（火）

※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。

【募集定員】

100社程度

※申込状況によっては、秋ごろにも再募集を行う予定です。

【申込方法など詳細はこちら】

「無期転換ルール」への対応をサポートします。コンサルティング希望企業のご案内（無料）

<http://www.mukitenkan.jp/consulting/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省「無期転換ルールに関する取り組みに対する啓発支援事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社（委託先）

電話：03(6869)5037（受付時間 平日 10:00～17:00）

E-mail：consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp

職場での熱中症予防に関する講習会、熱中症予防対策シンポジウムを開催します

職場での熱中症による死傷者数は、毎年 500 人前後と高止まりの状態が続いています。そこで厚生労働省では、建設業や製造業などの現場管理者や労働者を対象とした講習会を、下記のとおり全国 7 か所で実施します。

講習は、職場での熱中症予防対策に関して、熱中症が発生する原理と有効な対策に加え、WBGT 値（暑さ指数）計の適切な使用方法や WBGT 値による作業環境管理を中心とした内容です。この機会にぜひご参加ください。詳しい情報やお申し込みは、委託先のテクノヒル株式会社（http://www.technohill.co.jp/chemic/h30_hp/）までお願いします。

【講習会の開催地・日程】

[札幌] 7 月 13 日（金）13:30～15:00

会場：TKP 札幌ビジネスセンター

[仙台] 7 月 19 日（木）13:30～15:00

会場：TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口

[東京] 6 月 8 日（金）13:30～15:30

会場：全日通労働組合

[名古屋] 6 月 29 日（金）13:30～15:00

会場：安保ホール

[大阪] 6 月 28 日（木）13:30～15:00

会場：UMEDAI 大阪梅田

[広島] 6 月 22 日（金）13:30～15:00

会場：広島オフィスセンター

[福岡] 6 月 21 日（木）13:30～15:00

会場：八重洲博多ビル

また、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の主唱団体の一つである中央

労働災害防止協会でも、熱中症予防対策シンポジウムなどを行います。

【シンポジウム詳細はこちら】

中央労働災害防止協会ホームページ

http://www.jisha.or.jp/seminar/kyoiku/y7150_necchusho_sympo.html

テレワーク国民運動プロジェクト「テレワーク・デイズ」に参加する企業・団体を募集しています ～応募締切：7月20日～

厚生労働省は、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府や、東京都、経済団体と連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたテレワーク国民運動プロジェクト「テレワーク・デイズ」を、7月23日(月)～27日(金)の5日間にわたり実施します。

現在、「テレワーク・デイズ」に参加する企業・団体の登録の受付を行っているので、ぜひご登録ください。※応募締切：7月20日(金)

また、6月26日(火)には、「テレワーク・デイズ」の実施に先立ち、プレイベントを都内で開催します。プレイベント当日のプログラムや参加方法については、詳細が決まり次第、「テレワーク・デイズ」特設サイトでお知らせします。

【参加登録など詳細はこちら】

「テレワーク・デイズ」特設サイト

<http://teleworkdays.jp/>

【厚生労働省が行っているテレワークの普及促進に関する取組についてはこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html

▽▼事業主・人事労務担当の皆さま、従業員の育休復帰支援や
介護離職防止に関するセミナーをご活用ください▲▲

厚生労働省では、事業主や人事労務担当者を対象に、「中小企業のための育休復帰支援セミナー」「仕事と介護の両立支援セミナー」を全国で開催します。(事前申込制・参加無料)

セミナーでは、円滑な育児休業・介護休業の取得から職場復帰までを支援する方法について、事例を交えて説明します。また、セミナー後には希望者を対象に無料の個別相談会を実施します。

6月は11日（月）、12日（火）に東京（TKP 東京駅大手町カンファレンスセンターホール 22E）で開催しますので、従業員の産休・育休取得や仕事と介護の両立支援についてお考えの事業主や人事労務担当の皆さま、ぜひご活用ください。

【申込方法など詳細はこちら】

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<http://ikuji-kaigo.com/>

☆育児・介護プランナーによる、「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」を用いた訪問支援（無料）の予約は随時受け付けています。

☆訪問支援の流れを動画でご覧になれます。

育児プランナーによる支援はこちら ⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji>

介護プランナーによる支援はこちら ⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/kaigo>

職場における、仕事と介護の両立支援に関する動画はこちら ⇒

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

【お問い合わせ先】

株式会社パソナ（委託先）

育児・介護支援プロジェクト事務局

電話 03(5542)1740（受付時間 平日 9:00～17:30）

メールアドレス iku-pla@pasona.co.jp

ホームページ <http://ikuji-kaigo.com/>

中小企業の皆さま、優秀な人材の確保と職場定着のために、女性の活躍推進に取り組みませんか？～全国の女性活躍推進アドバイザーが無料で支援します～

従業員数 300 人以下の中小企業は、平成 28 年 4 月 1 日から女性活躍推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています（従業員数 301 人

以上の事業主は義務）。人手不足対策や働き方改革の近道として、女性の活躍推進に取り組んで、優秀な人材の確保や働きやすい職場づくりにつなげましょう。

■中小企業のための女性活躍推進事業の内容（無料）

女性活躍推進アドバイザーによる電話・メール相談、企業への個別支援

女性活躍推進分野における企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、電話１本でご相談・ご質問にお答えします。御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、電話・メールでの相談や企業の要請に応じた個別訪問などを通じて、きめ細かくアドバイスします。

女性の活躍に向けた取組が進んでいない、取り組み方が分からない、さらに、女性の活躍推進状況が優良な企業の証明である「えるぼし」認定の取得を考えているなどの中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、ぜひご相談ください。

【詳細はこちら】

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03-3456-4412（平日 9:00～17:30）

Email suishin@jaaww.or.jp

=====

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。

- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====